

Shell Valiant Grease S

シェル バリエント グリース S

- マルチパーパス耐熱・耐寒用グリース -

シェル バリエント グリース S は、基油に合成油を用い、ナトリウム系有機合成増ちょう剤に固体潤滑剤を主体とした各種添加剤を配合した耐摩耗性にすぐれたグリースで、低温から高温までの広温度領域多目的グリースです。

シェル バリエント グリース S は、自動車エンジン廻りの高温個所で、しかも低温始動性も要求される潤滑個所や、鉄鋼・窯業等の各種機械で耐熱・長寿命グリースとして使用されるに適します。

使用温度範囲 : -40 ~ +180

シェル バリエント グリース S の特徴

1. 広温度領域で使用できます

シェル バリエント グリース S は、合成油を使用していますので、低温流動性が優れています。また、特殊増ちょう剤のおかげで、高温下でも軟化することが少なく、良好なグリース状を保持します。

2. 耐摩耗性が優れています

シェル バリエント グリース S は、固体潤滑剤を主体とする各種耐摩耗剤を添加していますので、過酷な条件下でも優れた潤滑性能を発揮します。

3. 酸化安定性が優れています

シェル バリエント グリース S は、熱・酸化安定性のすぐれた合成基油を厳選して使用していますので、高温条件下でも長寿命グリースとして優れた潤滑性能を発揮します。

シェル バリエント グリース S の代表性状					
試験項目		試験方法		シェルバリエントグリース S 1	シェルバリエントグリース S 2
増ちょう剤				特殊ナトリウム	特殊ナトリウム
外 観				オレンジ	オレンジ
原料 基 油	タイプ			合成油	合成油
	動粘度 mm ² /s	@40	JIS K 2283	-	-
		@100		14.1	14.1
混和ちょう度		JIS K 2220 7.		321	283
滴 点		JIS K 2220 8.		250 以上	250 以上
蒸発量 (99 ×22h) wt%		JIS K 2220 10.		0.4	0.3
離油度 (100 ×24h) wt%		JIS K 2220 11.		7.3	4.9

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。 (2017-11)

シェル バリエント グリース S の 販売荷姿 : 15 kg ペール, 0.5 kg 缶

使用上の留意点

- ・給脂の際、機械の給脂口をきれいにし、新しいグリースを補給してください。出来るだけ機械を無負荷で運転しながら古いグリースが排出口などから出つくし、新しいグリースが出て来るまで十分に給脂してください。その後は、機械メーカーの指示を十分考慮し、定期的に給脂してください。
- ・石けん基の異なるグリースを混ぜると、性能低下がおきますのでご注意ください。なお、同じ石けん基グリース同志の場合でも性能低下がおこることがありますので、異なる銘柄の混合使用はさけてください。
- ・グリースはゴミなどのコンタミネント(汚染物)が混入すると、取り除くことができません。そのまま使用した場合、軸受、ギヤなどの異常摩耗、破損の原因となりますので取扱いに十分注意するとともに容器の蓋をよく締め、直射日光のあたらない場所(屋内)に保管してください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合がございます。製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

下記の注意事項に従ってお取扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Rev.1.2017.11.1